

### 3月号 (522号)

I 及びIIを読んで、それぞれの問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

I 年代物のスポーツカーを愛するXは、中古車ディーラーYから1970年代のスポーツカーを500万円で購入する契約を締結した(本件契約)。ところが、期日を過ぎても、YがXに目的物を引き渡さないで、Xは売買目的物の引渡しを求める訴訟を提起した(本件訴え)。これに対し、Yは本件契約の錯誤による取消しを主張し、Xはこれを争った。

〔問1〕本件訴えが第1審に係属中、Yは、錯誤による取消しが認められ、請求棄却判決がされることを解除条件として売買代金500万円の支払を求める予備的反訴をXに対して提起した。この反訴は適法か。

〔問2〕第1審裁判所は、審理の結果、本件契約の有効な成立を認める一方、本件契約の錯誤取消しは認められないとして、Xの請求を認容する判決を言い渡した。この判決に対し、Yは控訴した。事件が控訴審に係属中、Yが売買目的物を本件契約につき何も知らない訴外Zに売却し、すでに現実の引渡しを済ませている事実が明らかになった。そこで、Xは本件訴えを履行不能による損害賠償を求める訴えに変更する申立てを行った。Yは、これに異議を述べた。Xの訴えの変更は認められるか。

II Xは、借地上に家屋を所有していたが、借地契約の期間満了が近づいてきたため、当該家屋を移築できる土地を探していた。そうしたところ、家屋の移築可能な土地をAが所有していることを知り、Aから同土地(本件土地)を買い受ける合意を行った。その後、Xは本件土地への所有家屋の移築ならびに補修工事(本件工事)を行っていた。

本件工事の途中、本件土地の所有者であると主張するYが、建物の撤去を要求した上で、本件工事の施工を阻止しようとしてきた。そこで、XはYに対し、本件土地の占有権に基づき、「Yは本件土地に対するXの占有を妨害してはならない」旨の判決を求めて訴えを提起した。これに対し、Yは、Xの本訴請求の棄却を求める一方、Aは本件土地をBに売却し、BからYが売却を受けたので、現在、本件土地の所有権を有しており、Xは何らの権原なく本件土地上に建物を移築して本件土地を不法占拠していると主張して所有権に基づく建物収去土地明渡しの反訴を提起した。

〔問3〕Yの反訴に対し、Xは、本案前の抗弁として、Xの占有保全の訴えに対し本権に基づく反訴を提起することは不適法であると主張した。このXの主張は認められるか。

## 2月号 (521号)

I 及びIIを読んで、それぞれの問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

I 甲土地をYに賃貸したXは、契約期間満了後もYが甲土地を不法占拠していると主張して甲土地の明渡しを求めたが、結局2年以上経ってもYが明渡しに応じない。そこで、XはYに対し、Yの不法占拠により毎月15万円の損害が発生していると主張し、占有開始から2年間の損害360万円の賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。

〔問1〕審理の結果、裁判所は、Yの不法占有を認めた上で、その賃料相当額は近時の急激な物価上昇や近隣の賃料相場などから月20万円（総額480万円）であるとして、Yに対し、360万円の支払を命じる全部認容判決を言い渡した。この判決を受けたXは、請求を拡張するために控訴を提起した。控訴の利益は認められるか。

〔問2〕Yが答弁書その他準備書面を提出せずに口頭弁論期日に欠席したため、単独裁判官Aは弁論を終結し、判決期日を指定した。判決期日では、この口頭弁論に関与しない裁判官Bがいわゆる調書判決（254条1項）によりXの請求を全部認容した。この判決に対してXは直接主義（249条1項）違反を理由に控訴した。控訴の利益は認められるか。

II Yに200万円で目的物を売却し、すでに引き渡したと主張するXは、Yに対し、代金の支払を求めたところ、Yはそのような売買契約を締結したことはないとして支払に応じない。そこで、Xは、Yに対して、主位的に代金200万円の支払を求め、仮に売買契約が無効であるとするならば、予備的に目的物の返還を求める訴えを併合提起した。

〔問3〕審理の結果、裁判所は、売買契約は無効であるとしてXの主位的請求を棄却したが、他方、予備的請求を認容して目的物の返還を命じる判決をした。この判決に対してYが控訴した（Xは控訴も附帯控訴もしていない）。控訴審裁判所がXとYとの売買契約は有効であると考えた場合、第1審判決を取り消してXの主位的請求を認容する判決を言い渡すことができるか。

1 月号 (520 号)

X は Y に対し、X が所有する土地 (本件土地) を賃料月 15 万円で Y に貸す賃貸借契約 (本件契約) を締結した。本件契約には、賃料の支払を 2 回連続で怠ったときは、賃貸人は契約を無催告で解除できる特約があった。契約締結後、Y は本件土地上に建物 (本件建物) を建築し、居住していた。ところが、近時のウクライナ・中東紛争によるエネルギー価格の高騰、原子力発電所の処理水の海洋排出をめぐる影響などにより、Y の勤務先である A 社 (主に海産物の輸出を行っている会社) の経営状態が非常に厳しくなったことに伴い、Y は給料を大幅に減額されてしまった。そのようなこともあり、Y の X に対する賃料の支払が滞りがちになっていた。

その後、X は Y に対し、Y が賃料の支払を 2 回連続して怠ったことを理由に本件土地の賃貸借契約を解除したと主張して、本件建物を収去して本件土地の明渡しを求める訴え (訴訟①)、及び、未払賃料の支払を求める訴え (訴訟②) をそれぞれ提起した。これに対し、Y は賃料未払の事実を争っている。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 訴訟①が第 1 審裁判所に係属中、Y は本件建物を Z に賃貸し、Z が本件土地及び建物を占有していることが明らかとなった。この事実を知った X は、訴訟①を Z に引き受けさせる申立てを裁判所に行った。Z は訴訟引受けの対象者 (承継人) であるか。

〔問 2〕 訴訟②が第 1 審裁判所に係属中、X は訴訟②において支払を求めている賃料債権を訴外 N に譲渡した。ところが、N は、訴訟②に参加承継しようとしなない。そこで、X は、訴訟②を N に引き受けさせる申立てを裁判所に行った。裁判所はこの申立てを認めるべきか。

〔問 3〕 訴訟②が第 1 審裁判所に係属中、X は訴訟②において支払を求めている賃料債権を訴外 N に譲渡した。N は、X から債権を譲り受けたと主張して訴訟②に参加承継を申し立てた。その後、審理の結果、裁判所は、X から N への賃料債権の譲渡は認められないとの結論に至った。この場合、裁判所は N の Y に対する訴えをどのように処理するか。

12月号 (519号)

Y不動産は、神奈川県相模原市で不動産業を営む会社である。約9年前、中央リニア新幹線の着工が認可され、相模原市内に新駅が建設されることになった。この情報に接したYは、新駅予定地近辺の不動産に大きな関心を寄せていたところ、予定地から徒歩10分圏内の好立地に未使用の土地(本件土地)があることに気づいた。早速、Yは、登記簿上の所有者Aに対し、本件土地の譲渡の意思を確認することにした。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問1〕Aとの交渉の結果、Aが本件土地をYに売却する契約が締結され、Yに所有権登記が移転された。

ところが、その後、本件土地の所有者を名乗るX(Aの前名義人。売買によりA名義に変更)が「Aに本件土地を売却していない。所有者はXである」と主張して、Yに対し、所有権確認及び所有権移転登記の抹消登記を求める訴えを提起した(本件訴訟)。この事実を知ったAは、Xから本件土地を購入したことに間違いはないとして、本件訴訟の第1審係属中、Y側に補助参加する申出を行った。Xはこれに異議を述べた。Aの補助参加は認められるか。

〔問2〕AとYとの間で本件土地の売却交渉が行われていることを知ったX(Aの前名義人。売買によりA名義に変更)は、訴外ZがXの代理人と称して勝手にAに売却したもので、本件土地の所有者はXであると主張して、Aに対し、所有権移転登記の抹消を求める訴えを提起した(本訴)。これに対し、Aは、本件土地がAの所有であることの確認を求める反訴を提起し、XからZに代理権の授与があったと反論した。両訴が第1審係属中、AはZに訴訟告知を行ったがZは補助参加しなかった。その後、裁判所は、XからZへの代理権授与は認められないとしてXの本訴請求認容、Aの反訴請求棄却判決を言い渡し、両判決は確定した(前訴判決)。

敗訴判決を受けたAは、Zに対し、Zの無権代理人の責任を追及する訴え(後訴)を提起した。後訴でZが「Xから代理権の授与はあった」と主張したところ、AはZの主張は前訴判決の効力に反すると述べた。裁判所は、Zの主張をどう処理すべきか。

11 月号 (518 号)

Y (横浜市在住) は、大学在学中に有名ホテルのフランス料理店でアルバイトをした経験を生かし、A 食品会社に就職した。40 年以上同社に勤務し、半年前に定年退職した Y は、大学時代の経験を生かして新たに洋菓子店を開業することにした。その際、初期投資をできるだけ抑えたいと考え、駅前で売りに出されていた居抜き物件を店舗として購入する一方、人件費を削るため、洋菓子店の経営を将来的に任せることを約した上で、子の Z (30 歳。さいたま市在住) に従業員として働いてもらうことにした。そして、早急に店舗の備品などを購入する必要から、Y は Z にその調査を全面的に任せていた。

小規模飲食店の内装設備等を販売する X 社 (東京都町田市) は、Z から洋菓子店開業の経緯ならびに内装設備及び業務用冷蔵庫等の購入を必要としている話を聞いた。そこで、X は、非常に質の高いショーケースを 150 万円で売却できる旨を Z に伝えた。数日後、購入につき承諾するとの返事が Z からあったため、X は売却目的物を準備した上で、後日、Y に目的物の配送日と代金の支払を求める連絡を行った。

ところが、Y は「そのような話は全く知らない。購入について承諾を与えたこともない。買ったのは Z であって私は代金を払わない」と主張する。そこで、X が Z に問い合わせると、Z は「ショーケース等を買うのは Y であると伝えたはずで、私がそれを買ったわけではない」としてやはり代金の支払に応じない。納得のいかない X は、Y 又は Z との間で売買契約が成立しているとして、代金 150 万円の支払を求めて提訴することにした。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金 150 万円の支払を求める訴訟を横浜地方裁判所に提起した。Z に対する訴えにつき、横浜地方裁判所に管轄権は認められるか。

〔問 2〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金 150 万円の支払を求める訴訟を提起した。第 1 審の口頭弁論期日に、X が Y 及び Z に対して和解の可能性を尋ねたところ、Y は拒絶する一方、Z は応じる可能性を示した。この場合、裁判所は Y と Z に対する訴訟の弁論を分離することができるか。

〔問 3〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金支払請求訴訟を提起した上で、第 1 審の第 1 回口頭弁論期日に同時審判の申出 (民訴 41 条) を行った。X の申出は 41 条所定の要件を充足しているか。

10月号 (517号)

訴外 A は、甲建物を訴外 C から購入し、妻 B、長女 X、次女 Y とともに居住していた。2 年前、A が亡くなると、甲建物の所有権登記は贈与を原因として Y に移転され、現在、Y の単独名義となっている。しかし、X は、A から甲建物を贈与されたのは X であると主張している。そして甲建物には、依然として B、X、Y の 3 人が居住していた。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。〔問 1〕X は Y に対し、甲建物の所有権に基づく抹消登記を求める訴えを提起した（前訴）。X は、A から甲建物の贈与を受け、甲建物は X の所有であると述べた。他方、Y はこの事実を争った。証拠調べの結果、裁判所は、甲建物の A から X への贈与、X の所有権を認め、X の請求を認容する判決を言い渡し、Y は控訴せず、判決は確定した（前訴判決）。

しかし、前訴判決に納得できない Y は、その後、X に対し、甲建物の所有権に基づく建物退去を求める訴訟を提起し（後訴①）、A から贈与を受けたのは Y であり、所有権者は Y であると主張した。これに対し、X は、Y の主張は信義則に反し許されないと述べた。後訴の裁判所は、この点につき、どう判断すべきか。

〔問 2〕X は Y に対し、甲建物の所有権が X にあることの確認訴訟を提起した（前訴）。X は、A からの贈与を主張し、他方、Y は、贈与を受けたのは Y であると反論した。証拠調べの結果、裁判所は、X、Y ともに A から甲建物の贈与を受けたとは認められないとして、X の請求を棄却した。これに対し X は控訴せず、判決は確定した（前訴判決）。

その後、X 及び B は、甲建物が A の遺産に属するとして、Y に対し、遺産分割調停を申し立て、登記の一部移転を求めた。しかし、Y はこれに応じない。そこで、X は Y に対し、共有持分権に基づく甲建物の所有権登記の一部移転を求める訴えを提起した（後訴②）。X は、甲建物はもと A の所有であり、自らはその相続人であるから、甲建物の共有持分権を有すると主張した。これに対し、Y は、X が共有持分権を有するとの主張は前訴判決の既判力に抵触し、許されないと述べた。後訴の裁判所は、この点につき、どう判断すべきか。

9月号 (516号)

訴外 A には、妻 B、長男 X、次男 Y がいた（すでに B は 5 年前に亡くなっている）。A は、ヨーロッパを中心に事業を展開する総合商社に長年勤め、総合商社を定年退職した後は、B とともに日本で過ごしていたが、B が亡くなり、大きな精神的ダメージを受けていた。そうしたところ、A の身体から進行性の肺癌が発見され、その後 A は入院加療等を続けていたが、1 年前に亡くなった。

A の死後、遺産分割を行うために X が A の財産等について調べていたところ、次のような事実が明らかとなった。以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕A が亡くなる半年前、A 所有建物（本件建物）の所有権登記が贈与を原因として Y に移転されていた。生前、建物贈与の話を含く聞いていなかった X は、この事実を信じるこゝができず、Y に対し、本件建物が遺産に属することを確認する訴えを提起した。一方、Y は、もともと A が本件建物を所有していたことを認めた上で、A 死亡の半年前に贈与された事実を立証するために AY 間の贈与契約書（本件契約書）の証拠調べを申し出た。本件契約書には A のものとされる押印がされていたが、署名はなかった。

この押印と A の印影との一致が確認された場合、その押印は A の意思によるものではないと信じる X はその点に関してどのような立証活動をする必要があるか。また、「本件契約書は A の意思で作成された」との Y の主張を X が認めた場合、裁判所はそれを判決の基礎にしなければならないか。

〔問 2〕A は亡くなる 1 年前、全財産を Y に贈与する自筆証書遺言を作成していたが、それとほぼ同じ頃から A が死亡するまで毎月 50 万円が A の預金口座から引き出されていた。そこで X は遺留分減殺請求権を行使して、一定額の金銭の支払を Y に求める訴えを提起して次のように主張した。「A の口座から引き出された金銭は、主に Y が生活費の出入金に使用する C 銀行の Y 名義の口座に入金された。これは Y の特別受益にあたる。したがって、それらも遺留分減殺請求の対象である」。そして、入金の実事を証明するために、X は、Y との預金取引が記載された取引明細書（本件明細書）を所持する C を名宛人として、本件明細書の文書提出命令を申し立てた。提出義務は認められるか。

8月号 (515号)

特殊な金属加工を生業として事業を営んできた訴外 A には、妻 B、長男 X1、長女 X2、次男 Y がいる。A は、この事業のため、30 年程前に作業場を兼ねた建物とその敷地（本件土地建物）を取得し、現在もこれらを所有する一方、郊外には長年趣味にしていた盆栽とその手入れ道具などを保管するための土地（本件土地）を有していた。

高齢になった A は、数年前から体調を崩し、入退院を繰り返すようになった。それと相前後して認知能力の低下も見られるようになり、家族の介護が必要になっていた。こうして A が満足に仕事をするができなくなっからは、長男 X1 が中心となって金属加工業を切り盛りし、他方、長女 X2 が献身的に A の身の回りの世話を行っていた。

その後、A は入院先の病院において肺炎のため死亡した。その時点で、A の相続人は上記、B、X1、X2、Y の 4 人であった。

B が当事者となっていない以下の訴え①②③は適法か。なお、各問は独立している。

〔問 1〕A は、入退院を繰り返すようになったのを機に自筆証書遺言を作成していた（本件遺言）。遺言書には、本件土地建物など多くの財産を X1 及び X2 に遺贈することが記載されていた。これに対し、Y は、A の死後、本件遺言は無効であると主張して、X1 と X2 を共同被告として遺言無効確認の訴えを提起した（訴え①）。

〔問 2〕A の死後、本件土地の所有権登記が Y に移転されたことが判明した。X1 と X2 は登記の抹消を求めたが、Y は、A から生前贈与を受けたと反論してこれに応じないため、遺産分割手続が進む見込みが立たない。そこで、X1 及び X2 は、Y に対し、本件土地が A の遺産に属していることの確認を求める訴えを提起した（訴え②）。なお、B は、訴え②の提訴前に相続分のすべてを X2 に譲渡していた。

〔問 3〕入院中の A が本件土地建物などを X1 及び X2 に遺贈する内容の遺言書を作成したことを知った Y は、A に対し、遺言書を渡すよう強く迫り、A からこれを無理矢理取り上げ、破棄してしまった。A 死亡後、この事実を知った X1 及び X2 は、Y に対し、相続欠格を理由として Y の相続人の地位不存在確認の訴えを提起した（訴え③）。

7月号 (514号)

下記の文章を読んで、各問に答えなさい。なお、各問は独立している。

甲地及びその上に建物を所有するXは、2人目の子が誕生してから、家屋が手狭に感じるようになった。そこで、隣接する乙地（所有者Y）のそばに物置を建築して、家屋内の不要な物を移そうと考え、早速、建築に取りかかった。これに対し、乙地を所有するYは、Xが物置を建築している場所（本件土地）はYの所有地であると主張した。そのため、甲地と乙地との境界を明らかにする必要があると感じたXは、Yに対して境界確定の訴えを提起し、両土地の境界は本件土地よりも乙地側に近い、別紙地図上のイとロを結んだ線であると主張した。Yはこの主張を争った。

〔問1〕 審理の結果、裁判所は甲地と乙地の境界は、Xが主張するイとロを結んだ線よりもさらに乙地側に入ったハとニを結んだ線であると考えた。この場合、裁判所は両地の境界はハとニを結んだ線であるとの判決をすることができるか。

一方、上記事案において、物置の建築を知ったYは、Xに対し、工事の中止を求めた。しかし、Xはその要求に従わない。そこで、YはXに対し、本件土地の所有権に基づき、物置の建築差止め及び建築物の撤去を求める訴えを提起した。事件が第1審に係属中、Xから「1か月以内に物置の建築を中止するので、次回期日で訴えを取り下げたい」旨の申入れが裁判外でなされた。Yはその申出を受ける旨をXに伝え、次の口頭弁論期日に裁判所に対し訴えを取り下げる意思を表明し、Xも取下げに同意した。

ところが、1か月が経過してもXは建築をやめようとしなない。そこで、Yは期間経過後すぐに期日指定を申し立て、訴え取下げは錯誤に基づくもので取り消すと主張した。

〔問2〕 錯誤に基づく訴え取下げの取消し（無効）が認められる余地はあるか（なお、ここでは詐欺取消しの可能性は考えない）。仮にそのような主張が可能として、それはどのような方法及び審理によって行われ、また、審理の結果、錯誤取消しが(a)認められる場合、(b)認められない場合、裁判所はどのようにその結論を明らかにするか。

6月号 (513号)

新潟県新潟市に居住する Y は、東京都内の私立大学に合格した子 A が一人暮らしをはじめると、A を学業に専念させたいと思い、毎月 15 万円程度の仕送りをする必要があると考えていた。そのため、Y は、新潟市に営業所（本件営業所という）を有する金融機関 X 社（本店は神奈川県横浜市。全国に支店を有する）が提供する教育ローンを利用して、さしあたり、1 年分の仕送りをするのに十分な 200 万円を借り入れることにした。

Y は、本件営業所において、同営業所に勤務する従業員 B を介して、借入れの相談を行った。相談の結果、令和 3 年 3 月、Y は X との間で 200 万円（年利 8%）を借り入れる契約（本件契約という）を締結し、200 万円を振込受領した。返済は本件営業所において行うこと、期限は令和 5 年 3 月末日とされた。本件契約締結にあたり、X が提示した契約書には「本件契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属の第 1 審合意管轄裁判所とします」との文言があり、B はその旨を Y に説明した。その後、Y は契約書末尾に署名押印を行った。

令和 5 年 5 月、X は Y に対し、本件契約に基づく債務が履行されていないと主張し、その支払を督促した。これに対し、Y は、借入金等全額を期日までに、本件営業所において B を介して弁済したと反論した。その後、X は Y に対し、貸金等の返還を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 Y は、東京地方裁判所の管轄権を争うとともに、予備的に民事訴訟法 17 条に基づき、新潟地方裁判所への事件の移送を申し立てた。東京地裁に管轄権は認められるか。また、17 条による事件の移送は認められるか、検討しなさい。

〔問 2〕 Y は、東京地方裁判所の管轄権を争う一方、債務を弁済したと主張して請求棄却判決を求めた。裁判所は管轄権の有無についての結論が出る前に Y 主張の弁済があったとの心証を得た。この場合、裁判所は管轄権の有無を判断せずに請求棄却判決をすることが許されるか。

5月号 (512号)

数年前に A と婚姻した X は、将来、注文住宅を建てることを目標に少しずつ資金を蓄えていた。ところが、令和 4 年秋になり、コロナ禍からの経済回復、ウクライナ戦争によるエネルギー価格の高騰、円安の進行などによる急激な物価上昇が起こった。この状況を背景に、同年末ごろから金融機関が住宅ローン金利を引き上げ始めたため、X は、早期に土地を確保して、借入金をもとに住宅建築を始める必要があると考えるようになった。

X が土地を探し始めたところ、市街地からやや離れた緑豊かな場所に 1000 万円で売りに出されている更地 B (Y 所有) を発見した。この土地を気に入った X は、早速、Y に対し、住宅建築のために土地を探している旨を伝え、B 地の購入を申し入れると、Y はこれを承諾した。売買代金の支払は、令和 5 年 3 月 25 日、B 地の所有権登記の移転と同時に行うことになった。

ところが、後日、X が B 地の登記簿をあらためて確認したところ、同地は農地法により売買等に制限がある土地で、住宅建築が困難である可能性が高いことが判明した。この事実を知った X は、令和 5 年 3 月 1 日、錯誤を理由に売買契約を取り消す旨を Y に伝え、期日を過ぎても売買代金を支払わなかった。これに対し、Y は、取消しは認められないと反論した。X は契約取消しにつき理解を求めたが、Y は代金全額の支払を繰り返し求めている。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 X は、契約取消しを理由に、1000 万円の代金支払債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起した。この訴えにつき、確認の利益は認められるか。

〔問 2〕 X は Y に対し、1000 万円の代金債務不存在確認の訴え（本訴）を提起した。それに対し Y は、即座に X に対して代金 1000 万円の支払を求める反訴を提起した。Y の提起した反訴は重複訴訟の禁止（民訴 142 条）に反するか。また、本訴は最終的にどのように処理されるか。

#### 4 月号 (511 号)

令和 4 年 12 月某日、X は、イベント会場で開催中のクリスマスマーケットに向かっていった。会場が見つからず、スマートフォンの画面を注視していた X は、歩行者用信号が赤に変わったことに気づかず、横断歩道に進入したところ、右前方から交差点を直進してきた Y の運転するオートバイと衝突した。Y はほぼ無傷であったが、X は大腿骨骨折などの大怪我を負い、また、X のスマートフォンや時計、パソコンなどが破損し、使用不能になった。X は、その後、2 か月の入院を余儀なくされた。

退院後、X は Y に対し、事故による損害の賠償に関する話し合いを申し入れた。しかし、Y は「赤色信号で横断歩道に入った X に責任がある」と述べ、これに応じない。そこで X は、Y に対し本件事故に基づく損害賠償請求訴訟を提起することにした。ただ、退院後も通院が続いており、症状も完全に固定していない。そのため、X は損害総額の算定が困難であると考え、ひとまず、スマートフォン等の破損による物的損害 50 万円の支払いを求めて提訴した（訴状では損害の一部を訴求することが明確でなかった）。

口頭弁論期日に X は事故により大怪我を負ったことなどを述べた上で、請求を理由づける事実を不足なく主張した。一方、Y は X の請求を棄却する判決を求め、事故の発生に関し「X にも過失があった」と反論した。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕証人 A の証言から、原告も被告も主張していない「X が赤色信号で横断歩道に進入した」事実が明らかとなった。裁判所はこの事実を判決の基礎として過失相殺（民 722 条 2 項）を行い、賠償額を減額することが許されるか。なお、法的観点指摘義務に触れる必要はない。

〔問 2〕裁判所は、X の請求を全部認容し、判決はそのまま確定した（前訴判決）。半年後、X が Y に対し、本件事故に基づく入院治療費等の人身損害計 500 万円の支払いを求める訴え（後訴）を提起した場合、この訴えは前訴判決の既判力に抵触するか。X 代理人の立場にたって、既判力に抵触しないという方向で論じなさい。